

小平市からのお知らせ

令和3年4月より、小平市が
建築確認等の業務を開始しました



小平市は、建築基準法第4条第2項の規定による建築主事を置き、特定行政庁を開設しました。これに伴い、本年4月1日より小平市が建築に関する確認・検査等、建築基準法等に基づく業務を開始します。

小平市が行う主な業務

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| ①建築計画の確認・許可・認定等 | ⑧中高層建築物の紛争・予防に関すること |
| ②違反建築物等の取締り | ⑨道路種別に関する図面の閲覧 |
| ③建設リサイクル法の届出 | ⑩道路（位置）の指定・変更・廃止に関すること |
| ④長期優良住宅の認定 | ⑪道路（位置）指定申請図の閲覧・写しの交付 |
| ⑤低炭素建築物の認定 | ⑫特定建築物等の定期報告に関すること |
| ⑥建築物省エネ法に基づく適合性判定・認定等 | |
| ⑦建築計画概要書の閲覧等・台帳記載事項証明書の交付 | |

※東京都で行っている都市計画法に基づく開発許可については、従来どおり東京都多摩建築指導事務所開発指導第二課へお問い合わせください。



小平市都市開発部建築指導課
〒187-8701
小平市小川町 2-1333
小平市役所4階

管理担当：042-346-9851
監察担当：042-312-1096
審査担当：042-312-1143
構造設備担当：042-312-1145

右の二次元バーコードから小平市のHPを確認できます

